

議案第 34 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

小田原市民間提案審査委員会	小田原市民間提案制度による事業の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15 人以内
---------------	---	--------

別表市長の部小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	小田原市スポーツ施設整備基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10 人以内
-------------------------	---	--------

別表市長の部小田原市技能者表彰審査委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）
- 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 44 年小田原市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	委員長	10,800 円
	副委員長	10,300 円
	委員	10,000 円以内

別表第 3 小田原市技能者表彰審査委員会の項を削る。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

市長の附属機関として小田原市民間提案審査委員会及び小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会を設置する等のため提案するものであります。